

消費者教育推進会議の開催について

平成22年11月12日

消費者庁

1. 趣旨

平成22年3月に閣議決定された消費者基本計画に基づき、「これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を連携して体系的に進める体制を確立」するため、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする消費者教育推進会議（以下「推進会議」という。）を開催し、もって消費者教育の推進に資する。

2. 検討事項

「消費者基本計画」における消費者教育に係る具体的施策の実施状況について関係省庁からの報告を求め、消費者教育を推進するための方策に関し、十分に機能しているか、より効果的な手法はないかなどについて評価する等の観点から議論を行うとともに、その結果を各主体間で共有し、施策、取組に反映させるなど、様々な主体が協力して消費者教育を体系的に進めるための方策を検討する。

具体的な項目例

（1）学校教育における消費者教育を推進するための方策

- ①新しい学習指導要領を踏まえた学校における消費者教育の推進・支援方策
- ②大学における消費者教育の推進・支援方策
- ③教育委員会及び学校と消費者教育にかかわる多様な関係者との連携方策

（2）地域における消費者教育を推進するための方策

- ①社会教育における消費者教育の推進・支援方策
- ②消費者教育への参加者の増加策
- ③特定層（例えば高齢者）ごとの消費者に対する消費者教育の進め方
- ④効果的に消費者教育を行うための各主体の連携方法

（3）関係省庁が行う消費者教育を推進するための方策

個別分野（金融、環境等）における消費者教育を推進するために、関係省庁が実施する施策の進め方

3. 推進会議委員

推進会議の委員は、別紙に掲げる者とし、その任期は平成24年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

4. 開催スケジュール

今年度は、平成22年11月及び平成23年2～3月に開催する。なお、以後、毎年度3～4回程度のペースで開催予定とする。

5. 庶務

推進会議の庶務は、消費者庁企画課が処理する。

〈参 考〉消費者基本計画（平成22年3月30日閣議決定）

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

（3）消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実

ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
87	消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。 また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	平成22年度に着手します。

消費者教育推進会議メンバー

会 長

末松 義規 内閣府副大臣

副 会 長

笠 浩史 文部科学大臣政務官

委 員 (17) (敬称略)

阿南 久 全国消費者団体連絡会事務局長

石井 寛昭 全国青年司法書士協議会人権擁護委員会常任理事

石川 純子 (社)消費者関連専門家会議事務局長

色川 卓男 静岡大学教育学部教授

大竹美登利 東京学芸大学副学長

岡本 直美 日本労働組合総連合会会長代行

楠本くに代 金融消費者問題研究所代表

島田 広 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会消費者教育・ネットワーク部会長

清水ゆかり 全国高等学校長協会・東京都立忍岡高等学校長

鶴田 敦子 聖心女子大学文学部教授

西村 隆男 横浜国立大学教育人間科学部教授

樋口 恵子 NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長

細川 幸一 日本女子大学家政学部教授

松本 秋広 全日本中学校長会・東京都板橋区立高島第二中学校長

室町 正志 (社)日本経済団体連合会企業行動委員会消費者政策部会長

山根 香織 主婦連合会会長

吉川 誠司 WEB110主宰

行政委員(4)

福嶋 浩彦	消費者庁長官
松田 敏明	消費者庁次長
板東久美子	文部科学省生涯学習政策局長
山中 伸一	文部科学省初等中等教育局長

幹 事(13)

内閣府
公正取引委員会
警察庁
金融庁
総務省
法務省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省
食品安全委員会
(独) 国民生活センター